

台湾の洋上風力発電の法制度動向(2)

－出資持分譲渡の新規則－

資源/エネルギーニュースレター

2025 年 5 月 19 日号

執筆者:

[松平 定之](#)

s.matsudaira@nishimura.com

[孫 創洲](#)

c.sun@nishimura.com

台湾の洋上風力発電プロジェクトに関し、その開発過程において出資者が出資持分を譲渡することが少なくありません。もっとも、プロジェクトの開発過程における主要な出資者による出資持分の譲渡については、プロジェクトの財務安定性や円滑な開発の推進等に悪影響を及ぼし、開発工程の進捗に支障をきたすおそれがあるとして、台湾国内から疑問の声が挙がるようになっていきます。

これを受けて、台湾經濟部は第 2 段階のポテンシャル海域フェーズ以降、洋上風力発電プロジェクトにおける出資持分譲渡について、事前に經濟部の承認を得ることを義務付けました。以下では、洋上風力発電プロジェクトの出資持分譲渡に関する經濟部承認の仕組み及びその変遷について説明します。

1. 従来の台湾洋上風力発電の出資持分譲渡に関する經濟部承認の仕組み

(1) ポテンシャル海域フェーズ行政契約書第 12 条/第 13 条

ポテンシャル海域フェーズにおいて、これまでも、実務上は洋上風力発電プロジェクトの出資持分譲渡に際し經濟部の承認を得ることを前提に取り扱われてきましたが、当該取扱いについて法令上の明確な規定は存在していません。經濟部の承認を取得する必要性の根拠として挙げられるのは、ポテンシャル海域フェーズの行政契約に基づく規定です。

ポテンシャル海域フェーズ行政契約書第 12 条(2020 年稼働開始版)/第 13 条(2021 年～2025 年稼働開始版)では、以下の通り定められています。

- 第(二)項：甲(すなわち經濟部)が**重要事項の変更**と認定した場合、甲の承認を得るものとする。
- 第(四)項：前記三項以外の事項の変更については、甲に報告し、甲において記録するものとする。

以上の規定からすれば、契約において変更がある場合、原則として經濟部に報告する必要があり、重要事項の変更に該当する場合、甲の承認を得なければなりません。もっとも、洋上風力発電プロジェクトの出資持分譲渡が前記の「変更」や「重要事項の変更」に該当するかどうかはこの行政契約書においては明らかにされていません。

この点、2019 年の經濟部通達によれば、以下のいずれかの事情がある場合、事前に經濟部に報告しなければならないとされています。

- 
- ① 洋上風力発電プロジェクトのプロジェクト会社の発起人(出資者)がプロジェクト会社に対する出資持分を直接的又は間接的に譲渡する場合
 - ② 発起人の出資者が発起人に対し有する出資持分を直接的又は間接的に譲渡することによりプロジェクト会社の契約履行に重大な影響がある場合
 - ③ プロジェクト会社における増資・減資によりその株主構成及び発起人がプロジェクト会社に対し有する出資比率に変更がある場合

経済部は報告を受理した上で、前記事項が「重要事項の変更」に該当するかどうかを判断します。もし「重要事項の変更」に該当すると認められた場合、出資持分譲渡前に経済部の承認を取得する必要が生じます。

(2) 経済部の審査実務

経済部がこれまでに洋上風力発電プロジェクトの出資持分譲渡を審査した際の審査の基本的な原則として、出資持分の譲渡後に①技術、財務上などの契約履行能力が当該譲渡前の出資者構成を下回ることなく、かつ②竣工のスケジュールに影響を与えないことが求められます。

すなわち、新たに出資者となる投資家の財務能力が契約履行能力の向上に寄与し、海上作業を継続できるような財務上の問題が解決に資することが期待される場合には、承認を得る上でプラスに評価されます。

当該承認の申請にあたっては、申請書類において、新しい投資家の財務能力に関する記載が必要とされることに加えて、新たに出資者となる投資家のエネルギー関連分野における過去の投資経験の有無も説明の重要なポイントになります。実務上は、ポテンシャル海域フェーズのプロジェクト会社において、直接的又は間接的な出資持分譲渡が行われるような事情がある場合、事前に経済部に連絡し、承認申請の可否や申請書類の内容について相談することになります。

なお、経済部は審査の結果、出資持分譲渡を許可する場合であっても、新しい投資家に対し、竣工するまで出資持分を再譲渡をしない旨等を記載した書面の提出を求める場合もあります。

2. ブロック開発の規範及び進捗の概要

(1) ブロック開発フェーズ第1期及び第2期行政契約

第3段階¹のブロック開発フェーズにおいても、出資持分の譲渡に関する経済部承認の仕組みについて変更が行われています。

¹ 台湾では洋上風力発電について第1段階の「示範(実証奨励)」(開発期間：2015年～2020年)、第2段階の「潜力(ポテンシャル海域)」(開発期間：2020年～2025年)、及び第3段階の「區塊(ブロック開発)」(開発期間：2026年～2035年)の3段階の開発戦略が採用されています。

すなわち、経済部が公表したブロック開発フェーズの第 1 期及び第 2 期²行政契約³第 12 条 2 項によれば、「出資者構成変更」について事前に経済部による承認を取得しなければならないと明確に定められています。第 1 期及び第 2 期で選定されたデベロッパーは経済部と行政契約を締結した場合⁴、出資者構成変更があれば同項の規定に従い対応する必要があります。

なお、同条 3 項によれば、電気事業ライセンス取得までに以下のいずれかの事情がある場合、「出資者構成変更」に該当することになります。

- ① プロジェクト会社に新しい発起人や株主が加わる場合
- ② プロジェクト会社の発起人や株主が直接または間接的に保有するプロジェクト会社の出資持分を合計 20%以上譲渡する場合
- ③ プロジェクト会社の発起人の株主が直接または間接的に保有するプロジェクト会社の出資持分を合計 20%以上譲渡する場合
- ④ プロジェクト会社における増資(減資)やその他の行為によって、発起人または株主が直接または間接的に保有するプロジェクト会社の持株比率が 20%以上変動する場合
- ⑤ その他、経済部がプロジェクト会社の技術能力、財務能力、または竣工日程などの履行条件に影響を及ぼすと認めた出資持分譲渡やその他の行為がある場合

(2) 新しい仕組みにおける審査基準

前記のブロック開発第 1 期及び第 2 期行政契約の規定によれば、出資持分譲渡に関する経済部の事前承認が必要となる基準については、上記①から④において比較的明確な基準が設けられています。

他方で、上記⑤には、技術能力、財務能力、または竣工日程などの履行条件に関する包括的な基準が含まれているため、たとえ出資持分譲渡が上記①から④の定める事情に該当しない場合であっても、経済部が技術能力、財務能力、または竣工日程などの履行条件に影響を及ぼす可能性があると判断した場合には、事前に経済部の承認を取得することを求められる可能性があります。

したがって、ブロック開発フェーズにおいても、出資持分譲渡を行う前に、まず経済部と相談し、事前承認取得の要否を確認することが望ましいと考えられます。

なお、新しい仕組みでは、上記⑤に関する審査には明確な基準が存在していません。この点について、経済部に対して関連審査基準の策定を求める声もありますが、現時点では経済部はまだ具体的な基準を制定して

² 第 3 段階のブロック開発フェーズは 2026 年から 2035 年までの期間を対象としており、その開発は、2 年を一期として進められます。第 1 期(2026 年から 2027 年に完工予定)は 2022 年 12 月にデベロッパー選定及び容量配分が完了し、第 2 期(2028 年から 2029 年に完工予定)は 2024 年 8 月にデベロッパー選定及び容量配分が完了しました。

³ ブロック開発フェーズにおいては、経済部は各期ごとにブロック開発フェーズ用の行政契約を公表し、各期で選定されたデベロッパーは開発作業を進める前に、必ず経済部と行政契約を締結しなければなりません。

⁴ 公開資料によれば、第 1 期選定デベロッパーとの行政契約締結作業が 2023 年 8 月から行われ、第 2 期選定デベロッパーとの行政契約締結作業が 2024 年 11 月から行われました。

いません。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com